

【要介護1～5】訪問看護 料金表

1. 訪問看護利用料 保健師、看護師による訪問の場合 [下段()内は准看護師による訪問の場合]

訪問時間	単位数	1割負担	2割負担
20分未満	311単位/回 (280単位/回)	346円 (312円)	692円 (623円)
30分未満	467単位/回 (420単位/回)	520円 (467円)	1039円 (934円)
30分以上1時間未満	816単位/回 (734単位/回)	908円 (817円)	1815円 (1633円)
1時間以上1時間30分未満	1118単位/回 (1006単位/回)	1244円 (1119円)	2487円 (2238円)

2. 訪問看護利用料 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問

訪問時間	単位数	1割負担	2割負担
20分未満	296単位/回	330円	659円
20分以上40分未満	592単位/回	659円	1317円
40分以上60分未満	798単位/回	888円	1775円

3. 早朝・夜間・深夜の訪問看護利用料について

早朝(6:00～8:00)・夜間(18:00～22:00)	25%を所定の単位数に加算
深夜(22:00～翌6:00)	50%を所定の単位数に加算

4. 定期巡回・随時対応サービス

要介護度	単位数	1割負担	2割負担
要介護1～4	2935単位/月	3264円	6528円
要介護5	3735単位/月	4154円	8307円

5. 加算

加算名	単位数	1割負担	2割負担
緊急時訪問看護加算	574単位/月	639円	1277円
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	556円	1112円
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/月	278円	556円
退院時共同指導加算	600単位/回	668円	1335円
初回加算	300単位	334円	668円
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	254単位/回	283円
	30分以上	402単位/回	447円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満	201単位/回	224円
	30分以上	317単位/回	353円
長時間訪問看護加算	300単位/回	334円	668円
ターミナルケア加算	2000単位	2224円	4448円
看護・介護職員連携強化加算	250単位/月	278円	556円
看護体制強化加算(Ⅰ)	600単位/月	668円	1335円
看護体制強化加算(Ⅱ)	300単位/月	334円	668円
サービス提供体制強化加算	6単位/回	7円	14円

6. 特定地域の訪問看護への加算

特別地域訪問看護加算	15%を所定の単位数に加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%を所定の単位数に加算

7. その他 自費

交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合。事務所からの距離に100円を乗じた金額。または、公共交通機関実費。
お別れの処置	10,000円
保険給付対象外サービス	医療機関受診の付添(医師への説明を伺い、御本人・ご家族への説明まで含む)等 1時間当たり1,600円(交通費は実費を頂きます)

<p>夜間・早朝訪問看護加算 / 深夜訪問看護加算 夜間（18時～22時迄の時間）・早朝（6時～8時迄の時間）に訪問した場合は夜間・早朝訪問看護加算を算定。深夜（22時～翌6時迄の時間）に訪問した場合は深夜訪問看護加算を算定。</p>
<p>緊急時訪問看護加算 電話等で利用者・家族から求められた場合に、常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことが出来る体制にある訪問看護ステーションが、緊急の訪問を行う場合に算定する。</p>
<p>特別管理加算（Ⅰ） 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている。または、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している場合に算定。</p>
<p>特別管理加算（Ⅱ） ①在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈管理栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続用圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症管理指導管理を受けている者。②人工肛門または人工膀胱を設置している者。③真皮を超える褥瘡にある者。④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態。</p>
<p>退院時共同指導加算 医療機関等に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに療養上の指導をを行った場合に算定する。</p>
<p>初回加算 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回訪問時に算定する。</p>
<p>複数名訪問看護加算 1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が2人以上で看護を行った場合に算定する。</p>
<p>長時間訪問看護加算 特別な管理が必要とする利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に算定する。</p>
<p>ターミナルケア加算 看護師等が、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者および家族等に対して説明をしたうえでターミナルケアを行った場合に算定する。</p>
<p>看護・介護職員連携強化加算 介護職員等による喀痰吸引等を行う事業所、職員と連携して、計画の作成や助言を行った場合に算定する。</p>
<p>看護体制強化加算 医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合に算定する。</p>
<p>サービス提供体制強化加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして都道府県知事に届け出をした訪問看護ステーションが訪問看護を行う場合に算定する。</p>
<p>特別地域訪問看護加算 厚生労働大臣が定める地域（離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域等）にある訪問看護ステーションが訪問看護を行った場合に算定する。</p>
<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 厚生労働大臣が定める地域（離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて訪問看護を行った場合に算定する。</p>